

静岡県で狩猟されるみなさまへ

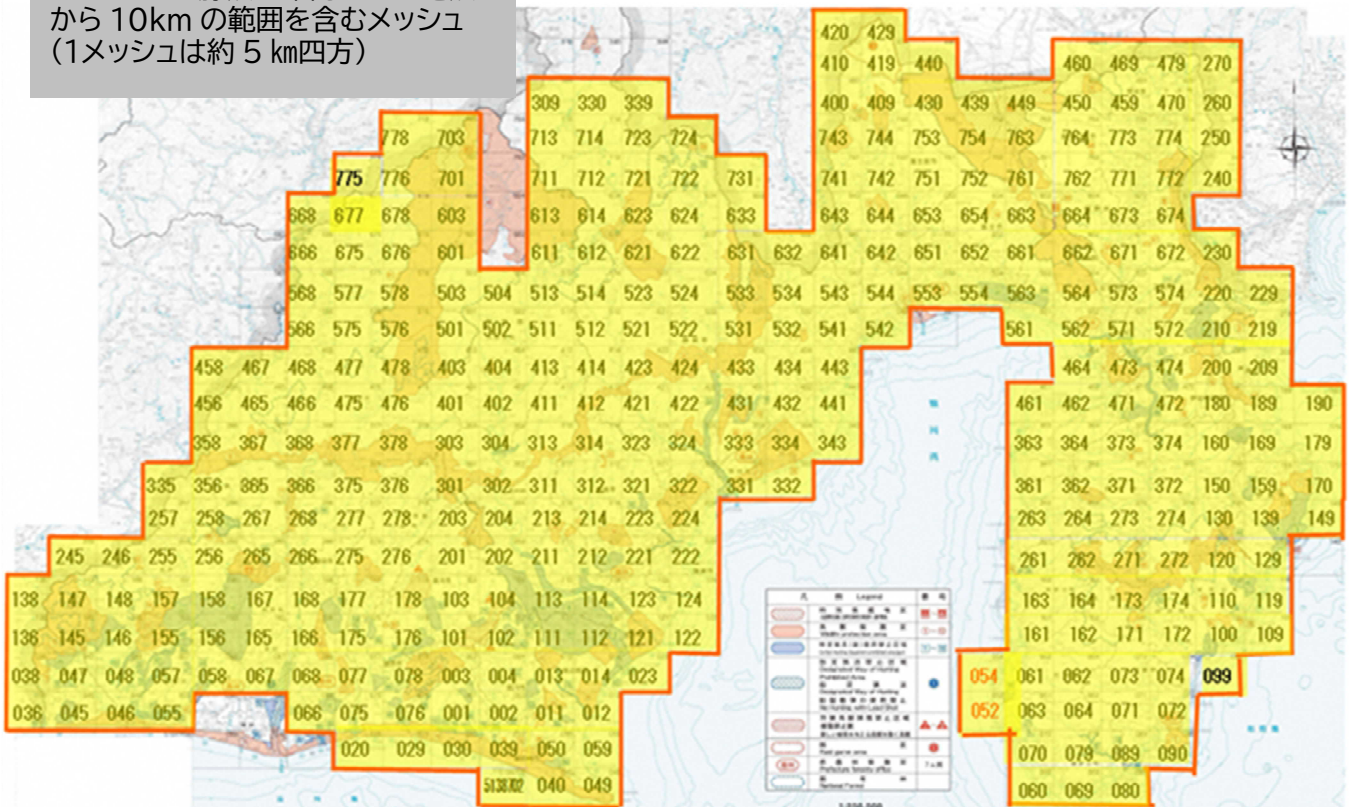
## 豚熱（CSF）拡散防止のお願い

捕獲したイノシシ等に付着している豚熱ウイルスが拡散することで感染が拡大するおそれがあります。豚熱感染確認区域内で狩猟する際には、下記にご注意ください。

- ① 豚熱感染確認区域内で捕獲されたイノシシ、及びその肉等※（加熱処理したものを除く）は、感染確認区域外へ持ち出さない。
- ② 捕獲地点・埋設場所、靴・衣類、道具、手指、車両等の消毒を実施。

※肉等：肉、内臓、血液、皮など

豚熱感染確認区域：  
イノシシから豚熱が確認された地点  
から10kmの範囲を含むメッシュ  
(1メッシュは約5km四方)



※ 上の「感染確認区域」は令和5年8月31日時点の  
ものであり、今後随時拡大する可能性があります。  
狩猟の際は、静岡県自然保護課のホームページや静岡  
県の鳥獣行政機関で最新情報を確認してください。



<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyou/shizenkankyo/wild/1017699.html>

静岡県

## 感染確認区域でイノシシを捕獲したとき

- 感染確認区域で捕獲したイノシシ及びその肉等※（加熱処理したものを除く）は、感染確認区域の外へ持ち出さないでください。（冷凍肉も持ち出し不可）
- 肉（加熱処理したものを除く）の利用は、自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は控えてください。
- 捕獲したイノシシを捕獲現場から運搬する際は、血液等が漏れないよう、ビニールやブルーシート等で包んでください。



※肉等：肉、内臓、血液、皮など

### ◆感染確認区域内で、肉等を持ち帰る場合の注意

- ・肉等は、密封容器（ジップロック、タッパー等）で持ち帰る。
- ・密封後に容器の外側に消毒用アルコール（食品用）をスプレーし、漏れないようにビニール袋で二重にする。
- ・使用後の容器は、洗浄・消毒してから廃棄する。
- ・肉等の残渣は、中心部まで加熱してから捨てる。（冷凍したものも同様）



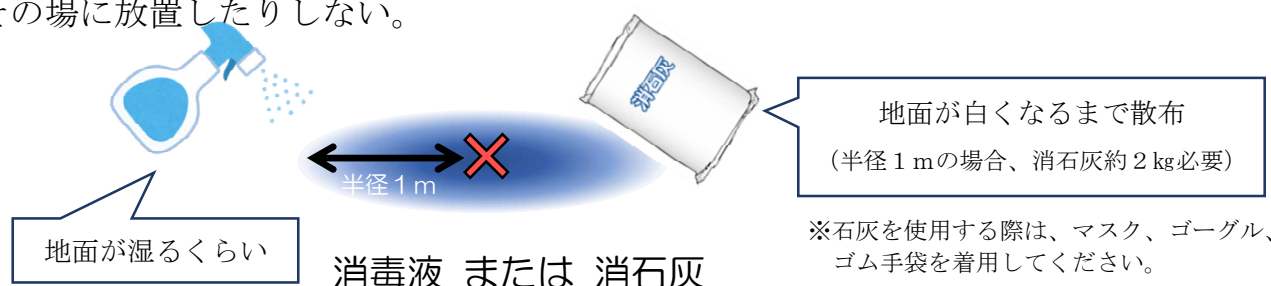
<感染確認区域外へ持ち出す場合>



中心部まで加熱処理

### ◆捕獲地点と埋設場所の消毒

- ・解体は捕獲現場またはその付近で行い、血液等を漏出させない（漏出したら消毒する）。
- ・止めさした地点の半径1 m範囲、埋設地点、血液や糞便が付いた場所を、消毒液※または消石灰を散布して消毒する。 ※消毒液：クリアキル、アストップ、オスバン等の逆性石鹼
- ・イノシシの死体及び残渣や内臓は、露出しないよう適切に埋設する。沢に流したりその場に放置したりしない。



# 感染確認区域の山林に立ち入った後、現場を離れるとき 消毒に必要な道具

○感染確認区域で狩猟した場合は、イノシシを捕獲しなかった場合でも、  
靴・衣類、道具、手指、車両等の消毒をお願いします。

## 捕獲器具（わな）の消毒

- ・わなは設置していた場所で、ブラシ等で土や汚れを落とし、消毒液に浸すか消毒液をスプレーする。わなは、次に使用する際に水でよく洗浄する。

## 靴、衣服、資材 の消毒

### 【靴、衣服】

- ・ブラシ等で土、汚れを落とす。消毒液でスプレーをする。
- ・現場で衣服、靴を着替える。ビニール袋で密封して持ち帰り、洗濯・洗浄する。

靴底は移動の都度  
こまめに消毒



### 【資材】

- ・スコップ、ブラシ、消毒用スプレー、ナイフ等は、土や汚れをよく落とし、消毒液または消毒用アルコールをかける。

## 廃棄物 の処理

- ・山林内で出たゴミは、ゴミ袋に入れて密封し、袋の中と外側に消毒液をスプレーした後、適切に処分する。

## 手指 の消毒

- ・アルコールティッシュで拭くか消毒用アルコールをスプレーし、手全体にすりこむ。



## 車両 の消毒

### 【外側、荷台、タイヤ周り】

- ・ブラシ等で土や汚れを落とし、消毒液で消毒する。（タイヤは重点的に消毒する）

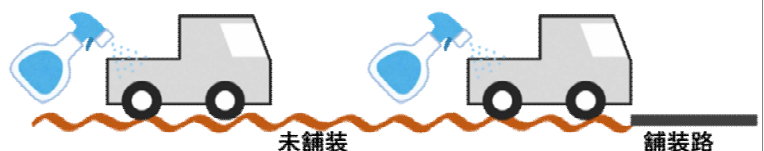
### 【足マット、座席】

- ・現場を離れる際に、消毒液または消毒用アルコールでしっとり湿るまで消毒する。

### ※車両タイヤの消毒ポイント

①現場

②舗装路の手前



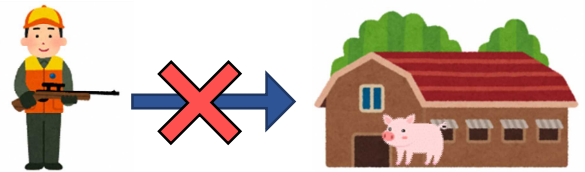
※ホームセンターや薬局等で購入できます

- ブラシ
- 噴霧器
- 消毒液（逆性石鹼） ※商品名（例）クリアキル、アストップ、オスバン等  
(目安)水2ℓに2.5ml（ペットボトルのキャップ半分）を入れて希釈して用いる
- 消毒用アルコール
- 消石灰
- 消毒用アルコール（食品用）
- 密封容器（ジップロック、タッパー等）

使用する当日に希釈し、  
作り置きしない

## 養豚場への立ち入り

狩猟を行った方は、養豚場に  
立ち入らないようお願いします。



〔みなさまのご理解、ご協力を  
よろしくお願いいたします。〕

### 【静岡県鳥獣行政機関】

|            |         |              |
|------------|---------|--------------|
| 静岡県庁 自然保護課 | 鳥獣捕獲管理班 | 054-221-3332 |
| 賀茂農林事務所    | 森林整備課   | 0558-24-2082 |
| 東部農林事務所    | 森林整備課   | 055-920-2169 |
| 富士農林事務所    | 森林整備課   | 0545-65-2203 |
| 中部農林事務所    | 森林整備課   | 054-286-9061 |
| 志太榛原農林事務所  | 森林整備課   | 054-644-9243 |
| 中遠農林事務所    | 森林整備課   | 0538-37-2301 |
| 西部農林事務所    | 森林整備課   | 053-458-7234 |